

リゾートクラブ会員権の預託金返還
に係る紛争案件

報 告 書

(東京都消費者被害救済委員会)

平成25年9月

東京都生活文化局

はしがき

東京都は、6つの消費者の権利のひとつとして、「消費生活において、事業者によって不当に受けた被害から、公正かつ速やかに救済される権利」を東京都消費生活条例に掲げています。

この権利の実現をめざして、東京都は、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争について、公正かつ速やかな解決を図るため、あっせん、調停等を行う知事の附属機関として東京都消費者被害救済委員会（以下「委員会」という。）を設置しています。

消費者から、東京都消費生活総合センター等の相談機関に、事業者の事業活動によって消費生活上の被害を受けた旨の申出があり、その内容から必要と判断されたときは、知事は、消費生活相談として処理するのとは別に、委員会に解決のための処理を付託します。

委員会は、付託を受けた案件について、あっせんや調停により紛争の具体的な解決を図り、個別の消費者の被害を救済するとともに、解決にあたっての考え方や判断を示します。

この紛争を解決するにあたっての委員会の考え方や判断、処理内容等は、東京都消費生活条例に基づき、広く都民の方々や関係者にお知らせし、同種あるいは類似の紛争の解決や未然防止にご活用いただいております。

本書は、平成25年3月27日に知事が委員会へ紛争処理を付託した「リゾートクラブ会員権の預託金返還に係る紛争案件」について、平成25年9月5日に委員会から、審議の経過と結果について知事へ報告されたものを、関係機関の参考に供するために発行したものです。

消費者被害の救済と被害の未然防止のために、広くご活用いただければ幸いです。

平成25年9月

東京都生活文化局

目 次

第 1	紛争案件の当事者	1
第 2	紛争案件の概要	1
第 3	当事者の主張	
1	申立人の主張	1
2	相手方の主張	2
第 4	委員会の処理と結果	
1	処理の経過と結果	2
2	申立人からの事情聴取	2
3	相手方からの事情聴取	2
4	あっせん案・調停案	3
5	相手方があっせん案及び調停案に不同意であった理由	3
第 5	報告にあたってのコメント	
1	あっせん案の考え方について	3
2	同種・類似被害の再発防止に向けて	6
■ 資 料		
1	申立人からの事情聴取	8
2	相手方からの事情聴取	9
3	「リゾートクラブ会員権の預託金返還に係る紛争」 処理経緯	1 1
4	東京都消費者被害救済委員会委員名簿	1 2

第1 紛争案件の当事者

申立人（消費者） 1名 80歳代男性
相手方（事業者） 1社 富士コンサル株式会社（東京都渋谷区渋谷2-15-1
渋谷クロスタワー 25階）
運営リゾートクラブ名：蓼科ソサエティ倶楽部

第2 紛争案件の概要

申立人の主張による紛争案件の概要は、次のとおりである。

申立人は、昭和50年に知人の紹介でリゾートクラブ会員権の契約を締結し、登録料65万円、預託金45万円を支払った。

当初、施設を2回ほど利用したが、その後は利用せず年会費だけを支払っていたため、平成7年に、退会しようと相手方の事務所に出向いた。退会届を提出して預託金の返還を求めたが、預託金は返還されなかった。そのときは、騙されたと思ったが、あきらめて、そのままにしておいた。

平成22年頃、申立人の身辺整理をしていた長女が退会の受理書を見つけ、相手方に電話で連絡し、預託金の返還を求めた。相手方からは、返還請求書が届いていないので返還できない、書面で返還請求するよという回答と共に、当該リゾートクラブの会則が送られてきた。

相手方に預託金返還請求書を送ったところ、相手方から、退会届を出してから、10年経過後に預託金返還請求を行い、それから10年間据置いた後、10年間の分割で返還されるという会則であり、申立人の場合は、平成22年に預託金返還請求書が提出されているので、10年間据置いた平成32年から10年間の分割で返済することになるとの回答があった。

申立人は、契約時に、退会届を出してから預託金全額返還までに30年もかかるという説明をされた覚えはなく、退会手続きをしたら預託金は返還されるものと思っていた。

このことから、申立人は、平成7年に既に退会しているので、預託金全額を即時返還するよう求めたが、相手方が応じなかったため、紛争になった。

第3 当事者の主張

事情聴取時における当事者の主張は、次のとおりである。

1 申立人の主張

- (1) 契約当時のことは、ずいぶん前のことでありよく覚えていない。会員権は将来値上がりし、儲けることができると考え契約したのではないかと思う。細かいことは覚えていないが、相手方からそのような説明を受けたように思う。
- (2) 平成7年に相手方の事務所に行ったことは覚えている。退会すればお金が返って

くると思い、出向いたと思う。その時にどのような説明を受けたのかは覚えていない。お金はすぐに返ってこないと言われ、いろいろやり取りがあったと思うが、最終的にあきらめたのだと思う。

- (3) 返還請求時に会則を送付されたが、初めて見たような気がする。退会してから全額返還までに30年以上かかるというような会則があることを契約時に知っていたのであれば、おそらく契約しなかったのではないかと思う。退会してから10年以上も経つので、早急に預り金を全額返して欲しい。

2 相手方の主張

- (1) 会則には、退会届を提出してから10年経過後に返還請求を行い、理事会と会社の承認を得てから10年据置き、その後10年間の分割返還になるとの記載があるので、会則どおりの対応になる。
- (2) 会則の制定は昭和62年1月だが、制定時、契約者全員に送付した。申立人にも送付したはずである。個別の承諾を取ってはいないが、送付後、申立人からは異議申立てもなく、年会費も払っているので新会則に同意したと判断した。
- (3) 退会を申出てから預託金の全額返還までに30年かかるが、預託金は会員の利用権が充実することを目指して、新たな施設の建設や、補修を継続的に実施する資金として全部投資している。このような性質上、預託金は長期間に渡り拘束する必要があり、かつ、その利益が会員に還元されており、この会則には、何ら問題も無く、合理的な理由もある。
- (4) 10年据置きの開始を、申立人が退会届を提出してから10年後の平成17年にしてもよい。そうすると、10年間の分割返還が、平成27年から始まることとなる。

第4 委員会の処理と結果

1 処理の経過と結果

本件は、平成25年3月27日、東京都知事から東京都消費者被害救済委員会に付託され、同日、同委員会会長より、その処理が、あっせん・調停第二部会（以下「部会」という。）に委ねられた。

部会は、平成25年4月16日から平成25年7月30日までの5回に渡って開催された。（処理経過は資料3のとおり）

部会は、「あっせん」、「調停」のいずれもが、相手方の拒否により不調となったため、平成25年7月30日、本部会による解決の処理手続きを終えることにした。

2 申立人からの事情聴取

平成25年5月9日、部会委員により申立人及び申立人の長女から事情聴取を行った。（詳細は資料1のとおり）

3 相手方からの事情聴取

平成25年5月30日の第2回部会において、相手方より事情聴取を行った。（詳細は資料2のとおり）

4 あっせん案・調停案

(1) 本委員会が、平成 25 年 7 月 9 日付けで申立人及び相手方に提示したあっせん案は次のとおりである。

ア 相手方は申立人に預り金として金 450,000 円の返還義務があることを確認し、申立人の指定する金融機関口座に、平成 25 年 8 月 19 日までに、全額を振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は相手方の負担とする。

イ 申立人と相手方は、本件契約に関して、両者間には本あっせん条項以外、相互に何らの債権・債務関係のないことを確認する。

(2) 調停案を示すに当たり、本委員会は、あっせん案の提示した内容で解決することが社会的に公正かつ妥当であると確認し、平成 25 年 7 月 16 日付けで相手方に提示した調停案は、あっせん案と同様のものだった。

5 相手方があっせん案及び調停案に不同意であった理由

(1) 「あっせん案」及び「調停案」に不同意であった理由

ア 当リゾートクラブは会則にのっとり運営されており、預り金の返還に関しては、会則の「脱退の手続き」の規定によることは委員会に提出した資料のとおりである。多くの退会者はこれに沿って手続きしているもので、これに背くことはできない。

イ 委員会での解決に当たり、10 年据置きの開始時期を実際に返還請求のあった平成 22 年から、退会日の 10 年後である平成 17 年 5 月 31 日付けにて返還請求があったこととする据置期間の短縮案を委員会に提案したが、聞き入れてもらえなかった。

(2) その他の意見

ア 当社、貴委員会よりの「あっせん案」及び「調停案」に同意できなかったのがあって、（報告書等において）¹「被害の防止及び救済」とあるように、あたかも当社が犯罪者のごとくに扱われるのは迷惑である。

イ 貴委員会が審議の経過及び結果の事実公表をすることについて、異議はないが、相手方事業者名を公表する必要がどこにあるのか理解できず遺憾である。

第5 報告にあたってのコメント

1 あっせん案の考え方について

(1) 会則の改定について

預託金会員制リゾートクラブ会員契約は、主として預託金及び年会費の支払義務と施設利用権の取得が対価性を有する双務契約であり（最判平成 12 年 2 月 29 日（平成 8 年（オ）第 2224 号）最高裁判所民事判例集 54 巻 2 号 553 頁参照。なお、この判例は、預託金会員制ゴルフクラブに関するものであるが、本件リゾートクラブ会員契約についても同様に考えられる。）、会員の退会に伴う預託金全額の返還

¹ 委員会事務局補記

が約束されるとともに、預託金の対価として施設を優先的に利用させる役務の提供が約束される。この種の会員契約における預託金は、開業資金等（用地取得や施設建設・充実資金）に充てることが予定されているものであるが、特に、施設開業前には、利益が生じることがなく預託金返還のための資金の調達が困難であるため、退会に伴う預託金返還請求権について一定の据置期間が設定されるのが通常である。そして、この据置期間の定めは、会員契約締結時に当事者間で合意されている場合には、会員契約の内容となり、それが合理性を有する限り、当事者を拘束することになる。

この種の預託金会員制リゾートクラブにおいては、一般に、会員権を第三者に譲渡することも認められており（本件リゾートクラブにおいてもそうである。）、会員権獲得資金を回収しようとする会員は、退会して預託金の返還を請求するか、会員権を譲渡するかをいずれかを選択することができるものとされている。会員権の価格が預託金の価格を上回るときは、会員は、会員権譲渡の途を選択するのが通常であるから、預託金の返還請求は現実化せず、クラブ経営会社は預託金を返還する必要はないが、会員権の価格が下落して預託金の価格を下回るようになると、会員は退会して預託金の返還を請求する途を選択することになるから、クラブ経営会社は預託金返還請求に直面することになる。預託金会員制ゴルフクラブについては、オイルショックやバブル崩壊などの経済情勢の変動により、会員権の価格が預託金額を下回るようになったことから、多くの会員の預託金返還請求に曝され、これに応じられなくなって預託金の据置期間を延長する例が出てきて、預託金の据置期間延長の可否を争う訴訟が多数提起された。本案件も、上記の預託金会員制ゴルフクラブの事案と問題を同じくするものである。

会員契約締結後の預託金据置期間の延長に関する裁判例では、契約成立後における契約条件の一方的変更は、契約締結後に著しい事情の変更が生じるなど、これを変更するにつき合理的な理由があり、かつ、そうすべき必要性がある場合に初めて認められるのであり、しかも会員の権利義務に著しい変更を生じないなど合理的かつ必要な限度でのみ認められるとされている（東京地判平成 11 年 3 月 12 日（平成 9 年（ワ）第 7173 号）判例時報 1699 号 93 頁参照）。そして、預託金の据置期間を延長するような「会員の契約上の基本的な権利」に関する重大な変更を伴う会則の改正は、「会員の個別的な承諾を得ることが必要であり、個別的な承諾を得ていない会員に対しては据置期間の延長の効力を主張することはできない。」とされている（最判昭和 61 年 9 月 11 日（昭和 59 年（オ）第 480 号）最高裁判所裁判集民事 148 号 481 頁）。

本件では、契約締結時に据置期間の定めがされていたと認められるような証拠や事情は認められないことから、据置期間の定めがなかったものとして判断せざるを得ない。そして、会則において据置期間の定めがない場合には、預り金の返還猶予に関する特約がないことになるから、当初契約においては、預り金返還請求権は退会時に生じるものとされていたと考えられる。

本件会員契約締結後に、会則が改定あるいは制定（以下「改定等」という。）され、預り金は、退会申出時から 10 年後に返還請求することができ、返還請求をすればその時点から 10 年据置いた後に、10 年の賦払で返還する旨の規定が置かれた。この規定によれば、預り金は、最短でも退会申出時から 30 年経過しなければ預り金

全額の返還が完了しないことになる。このような会則の改定等は、会員の「会員の基本的権利」に重大な変更を加えるものであり、会員に著しい不利益を与えるものであるから、会則の改定等に個別的な承諾を与えていない申立人に対しては拘束力がないと考えられる。

(2) 会則の不当性について

本件では、入会契約締結後の会則改定等が問題となる案件であったため、上記の考え方によってあっせん案を作成したが、本件会則改定等の後に入会契約を締結した会員も存在すると考えられるので、その場合の考え方について以下に述べておく。

ア 本件会則の「脱退の手続き」条項の不当性

本件会則「脱退の手続き」条項は、本来ならば退会申出と同時に発生するはずの預り金返還請求権について、預り金の運用利益等を考慮した合理的な返還猶予期限をはるかに超えるような返還猶予期限を定めるものであり、契約当事者の権利を著しく制限するものであって公序良俗（民法第90条）に違反し無効である。また、消費者の権利を制限する条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものに当たるといえるから、無効である（消費者契約法第10条）¹。したがって、本件会則改定等の後に入会契約を締結した会員に対しても効力を有しないと考えられる。

また、東京都消費生活条例第25条第1項第5号・同条例施行規則第8条第1項第1号にも該当すると考えられる²。

イ その他の問題点

本件会則では、保証金（会員の債務不履行に備えて差し入れられる金銭、賃貸借契約の敷金と類似するもの）についても、退会申出後10年を経過した後に返還請求権が発生する旨を規定している。保証金は会員の年会費不払い等の会員の債務不履行を担保するためのものである。退会時以降は、年会費支払等会員のクラブに対する義務は生じないのであるから、退会時点での年会費不払い等の会員側の債務不履行による損害賠償金と相殺した後の返還金については、返還時期を据置きする合理的理由はない。このような条項は、消費者の権利を制限する条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものに当たるといえるから、無効である（消費者契約法第10条）と考えられる。

また、東京都消費生活条例第25条第1項第5号・同条例施行規則第8条第1項第1号にも該当すると考えられる。

¹ 消費者契約法は、平成13年4月1日施行であるから、これ以前に入会契約を締結した会員には適用されない。

² 東京都消費生活条例施行規則第8条第1項第1号は、消費者契約法第10条に対応し、平成14年3月29日に改正（平成14年7月1日施行）された。

(3) あっせん案の考え方

本件では、入会契約締結後に、会員の基本的権利である退会に際しての預り金返還に関する規定の改定等がなされ、退会申出から預り金全額が返還されるまで少なくとも 30 年を要するという、会員に著しく不利な内容の規定（本件会則「脱退の手続き」条項）が創設されている。本部会では、契約締結後において、預り金の返還時期を変更するような会員の契約上の基本的な権利に対する重大な変更を伴う会則（契約内容）の改正は、会員の個別的な承諾がなければ、会員を拘束しないと考える（最判昭和 61 年 9 月 11 日（昭和 59 年（才）第 480 号）最高裁判所裁判集民事 148 号 481 頁参照）。

本件では、当初の契約内容がいかなるものであったかは不明であるが、預り金に関する返還時期について特約があったと認めるに足りる証拠や事情は認められないから、預り金の対価としてクラブの運営する施設の優先的利用が認められるという預り金の性質に鑑み、退会（会員資格の喪失＝施設利用権の喪失）時に、預り金返還請求権が発生すると考えた。

2 同種・類似被害の再発防止に向けて

(1) 事業者に対して

本件のような預託金型リゾート会員権契約において、預託金返還を巡ってトラブルが生じる原因として、事業者が約款において、預託金返還請求権の行使を制限していることがある。その背景には、事業者にとって、預託金の返還は事業運営に利用しうる資金が外部に流出することを意味することから、できるだけ阻止したいという思惑があると考えられる。また経営難などを理由として、事後的に約款を変更して預託金の据置期間を延長するなどして、預託金の返還を拒む例も見受けられるが、同様の事業者側の思惑によるものと考えられる。

しかし、預託金型リゾート会員権の場合、リゾートクラブを優先的に利用する対価として金員が預託されていることからすれば、リゾートクラブを退会した会員にとって預託金の返還を請求することは、基本的権利というべきものである。しかも現状では会員が会員権を他へ譲渡して預託金相当額を回収することはほとんど不可能なことを考えると、この権利は重要なものとして尊重されなければならない。

それにもかかわらず、正当な理由もないのに会員の解約（退会）を認めないとか、預託金返還請求を認めないとする条項、あるいは本件事案のように会員の預託金返還請求権の行使を実質的に不可能にするに等しいような条項は、前項で述べたように一方の契約当事者の基本的な権利を著しく制約するものとして無効なものであるから（公序良俗あるいは消費者契約法第 10 条）、事業者としてはこのような条項を使用すべきではない。

さらに事業者が、会員権販売後に、預託金の据置期間を延長するなど会員の預託金返還請求を困難にするような会則の不利益な変更を行う場合も、前述のように預託金返還請求権は会員の重要な基本的な権利であるから、会員の承諾を得ないで一方的にこれを行っても、会員に効力を及ぼすことはできないことに留意すべきである。

(2) 消費者に対して

リゾート会員権契約の勧誘段階では、利用できる施設の華麗なパンフレットなどに目を奪われ、また事業者からその利便性が強調されることにより、消費者は契約終了時に表面化する預託金等の返還条件などにまで、十分な検討を行わないまま契約締結に至ってしまうことも多いと思われる。

しかしリゾート会員権契約は、長期的なサービスの提供契約であるから、その後の事情の変更などで消費者にとっていつ解約を必要とする事態になるかわからない。その場合に、預託金が容易に返還されるのか否かは契約における極めて重要な事項である。消費者としては、契約の締結に際しては預託金返還条項の内容と預託金返還の裏付けとなる事業者の資力などに十分な検討を行うべきである。

また、年会費は、預託金など契約時の一時金と比較すると少額であることから、契約締結時にその負担に関する考慮が不十分になりがちであるが、長年月が経過するとその累積負担は高額なものとなり、しかも施設を利用するか否か関わらず負担し続けなければならないことを念頭に置くべきである。

さらに、長期間の契約になることを意識して、契約書など書類の保管に留意すべきであり、契約継続中においても事業者から送られてくる書類の中に契約条件の変更など重大な通知が含まれていないか等にも十分な注意を払うべきである。

資料 1

申立人からの事情聴取

項目	内容
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日 昭和 50 年 11 月 25 日 ・ 契約内容 リゾートクラブの入会 ・ 契約金額 110 万円（登録料：65 万円、預り金：45 万円）
契約時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰かに紹介されて入会したと思う。 ・ 後に値が上がる、将来儲かると説明を受け、契約したと思う。 ・ 契約金額は何に対し、いくら払ったのか覚えていない。
退会届提出時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 細かいことは覚えていないが、退会すると預り金が返ってくると思い、相手方の事務所に行った気がする。 ・ 退会したのにすぐにお金を返してもらえないことについて、どのように説明されたのか覚えていない。少しやり取りをしたが、あきらめたと思う。 ・ 退会届を出した後は、こちらからも連絡していないし、相手方からの連絡も無い。 ・ 年会費については記憶に無い。相手方からの請求も無かった。
返還請求提出時	<p>(申立人の長女からの聞き取り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子供だったので詳細は不明だが、父が退会するときにごたごたしていたのを、おぼろげながら覚えている。 ・ 2 年半ほど前に母が亡くなり、父の身辺整理をしようとして、会員権について、その後どうなっているのかを父に聞いたが、記憶が曖昧だったので、父が保管していた相手方の封筒に記載されていた電話番号に解約したいと電話をした。 ・ 相手方に「既に解約はなされている。10 年経たないと返金請求はできないが、もう 10 年経っているのだから、返金の請求をするように」と言われた。 ・ 返金の請求の書類を送付したが、相手方から、返還請求を行ってから 10 年据置き、その後 10 年間の分割で返還するという文書が送られてきた。 ・ 父はステータスだけで会員権を購入するような人ではない。欲が出たのではないかと。投資の目的もあり購入したと思う。 ・ 父は書類等の保管は日頃をきちんとしているが、契約書や会則等の書類は何もなかった。後日送付された会則も、父は初めて見たようなことを言っていた。 ・ 父はこのような会則のことを知らないと言っても、決まりだからと言われた。 <p>(規約について申立人からの聞き取り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解約を申し出てから、全額返金されるまで 30 年もかかる会則になっているようだが、相手方に言われて、気づいた。最初から分かっていたら、契約していたかどうかは疑問だ。
希望する解決内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 7 年に退会しており、すぐに全額返して欲しい。

資料 2

相手方からの事情聴取

項目	内容
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・リゾートクラブの運営と貸別荘の管理を行っている。 ・当社が分譲したリゾートホテルを区分所有者から借り上げ、会員に利用させている。収益を区分所有者と折半している。
申立人の契約について	契約時 <ul style="list-style-type: none"> ・入会申込書（複写式なので控え）のほかにパンフレットや当時の会則や利用方法等を記したものを渡していると思う。
	規約 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の会則は昭和 62 年 1 月 1 日に制定され、制定後の変更は無い。 ・申立人の契約は制定前なので、契約時には渡していない。制定後、会則を会員全員に送付したが、個別に承諾は取っていない。 ・以前も会則はあったはずだが、現在は不明である。 ・申立人についても、送付後異議申立ても無く、年会費を払っていたので新しい会則に同意したと判断した。
	退会后 <ul style="list-style-type: none"> ・退会届を提出すると返還が確定する。 ・退会時に契約書類等の返還は求めている。 ・申立人が退会届を出してから 10 年後に、返還請求が可能になるので請求するよという連絡はしていない。請求を失念していると返還はできない。
会則について	費用 <ul style="list-style-type: none"> ・入会金が登録料であり、この二つは同じものである。 ・入会時期により、預り金や保証金が免除されたこともある。本件では、保証金は無い。 ・預り金と保証金はいずれ契約者に返すものだが、返還する条件（時期）が異なり、違うものである。 ・保証金は年会費が未払いになった時の担保。会則では 10 年後に返すことになっているが期日の記載は無い。現在は預り金と同じ扱いにしている。 ・保証金は退会后 10 年据置く規定になっており、この規定は会則にも記載されている。

	<p>脱退の手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常は、脱退の手続きについての規定を口頭できちんと説明しているし、入会申込書にも記載してある。 ・年会費等の未納があっても退会は受け付けるが、会社と理事会で未納がないか確認してから退会を承認する。 ・脱退の手続きについての条文（退会届提出から預り金等が返還されるまで30年かかる）は、「預託金は会員の利用権が充実することを目指して、新たな施設の建設や補修を継続的に実施する資金として、全部投資している。こういった預託金の性質上長期間に渡って拘束する必要があり、かつ、その利益が会員に還元されている。」という合理的な理由もあり、問題はないと考える。
<p>預り金の返還請求について</p>	<p>返還</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年頃より前に退会した人からの返還請求はあるが、今までに、返還した例はない。
<p>希望する解決内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・返還請求を受けたのは平成22年だが、退会10年後の平成17年に返還請求を受けたこととして、そこから10年据置後の平成27年からの分割返還に応じる予定はある。

資料 3

「リゾートクラブ会員権の預託金返還に係る紛争」処理経緯

日 付	部会回数等	内 容
平成25年 3月27日	【付託】	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争の処理を知事から委員会会長に付託 ・あっせん・調停第二部会の設置
4月16日	第1回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争内容の確認、処理方針の検討
5月9日	(事情聴取)	<ul style="list-style-type: none"> ・部会委員による申立人からの事情聴取
5月30日	第2回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人事情聴取の報告 ・相手方からの事情聴取
6月18日	第3回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・問題点の整理 ・あっせん案の考え方の検討
7月9日	第4回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方にあっせん案の考え方等を示し、意見交換 ・あっせん案、合意書案の確定
7月9日	(あっせん案)	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん案を紛争当事者双方に提示 (申立人は受諾、相手方は拒否)
7月16日	(調停案)	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方に調停案を勧告 (相手方は拒否)
7月30日	第5回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の検討
8月2日	(通知)	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者に処理手続きの打ち切りについて通知
9月5日	【報告】	<ul style="list-style-type: none"> ・知事への報告

資料 4

東京都消費者被害救済委員会委員名簿

平成25年9月5日現在

氏 名	現 職	備 考
学識経験者委員		(16名)
安 藤 朝 規	弁護士	
上 柳 敏 郎	弁護士	
沖 野 眞 巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
織 田 博 子	駿河台大学大学院法務研究科教授	本件あつせん・調停部会委員
鎌 野 邦 樹	早稲田大学大学院法務研究科教授	
川 地 宏 行	明治大学法学部教授	
桜 井 健 夫	弁護士	
佐々木 幸 孝	弁護士	本件あつせん・調停部会長
執 行 秀 幸	中央大学大学院法務研究科教授	
千 葉 肇	弁護士	
中 野 和 子	弁護士	
野 澤 正 充	立教大学法科大学院長・立教大学大学院法務研究科教授	会長代理
平 野 裕 之	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	
松 本 恒 雄	前一橋大学大学院法学研究科教授 (現 国民生活センター理事長)	会長
村 千鶴子	弁護士・東京経済大学現代法学部教授	
米 川 長 平	弁護士	
消費者委員		(4名)
有 田 芳 子	主婦連合会 副会長	
奥 田 明 子	東京都地域消費者団体連絡会 代表委員	
橋 本 恵美子	東京都生活協同組合連合会 常任組織委員	
宮 原 恵 子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟 総務部 部長	
事業者委員		(3名)
栗 山 昇	東京都商工会連合会 副会長	
堀 内 忠	東京都中小企業団体中央会 専務理事	
間 部 彰 成	東京商工会議所 理事・産業政策第二部長	